

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成23年3月24日(2011.3.24)

【公開番号】特開2009-185995(P2009-185995A)

【公開日】平成21年8月20日(2009.8.20)

【年通号数】公開・登録公報2009-033

【出願番号】特願2008-29740(P2008-29740)

【国際特許分類】

F 16 B 23/00 (2006.01)

F 16 B 33/06 (2006.01)

【F I】

F 16 B 23/00 Q

F 16 B 33/06 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月7日(2011.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ドライバビットが係合する駆動穴を備える頭部と、この頭部に一体に形成される脚部とから成るねじにおいて、

頭部表面には、駆動穴へ向かって下る案内斜面が形成されていることを特徴とするねじ。

【請求項2】

前記案内斜面は、締付け時にドライバビットの回転力を受圧する駆動穴の側面の高さを弛め時にドライバビットの回転力を受圧する駆動穴の側面よりも高く設定し、これら側面の上端を連ねるようにして形成されていることを特徴とする請求項1に記載のねじ。

【請求項3】

前記案内斜面には、フッ素樹脂を複合させた無電解ニッケルめっきが施されていることを特徴とする請求項1または請求項2に記載のねじ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

本発明は、上記課題に鑑みて創成されたものであり、ドライバビットが係合する駆動穴を備える頭部と、この頭部に一体に形成される脚部とから成るねじにおいて、頭部表面には、駆動穴へ向かって下る案内斜面が形成されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

また、前記案内斜面は、締付け時にドライバビットの回転力を受圧する駆動穴の側面の高さを弛め時にドライバビットの回転力を受圧する駆動穴の側面よりも高く設定し、これら側面の上端を連ねるようにして形成されることが望ましい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

また、前記案内斜面には、フッ素樹脂を複合させた無電解ニッケルめっきが施されていることが望ましい。